

浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則（平成12年規則第38号）の一部改正

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則</u></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>要介護者等</u>に対し、その居住する住宅の改修に要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便を図り、もって<u>要介護者等</u>の自立の促進及び介助に適した住環境づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において「<u>要介護者等</u>」とは、<u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）又は同条第2項に規定する要支援認定（以下「要支援認定」という。）を受けている者をいう。</u></p> <p>(対象者)</p> <p><b>第3条</b> 住宅の改修に要する費用（以下「改修費」という。）の助成を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている<u>要介護者等</u>であって、<u>心身の状況、住宅の状況等を勘案して、居住する住宅の改修が必要と認められるものとする。</u></p> <p>(補助対象経費)</p> <p><b>第5条</b> 補助対象経費は、改修費に相当する額から、<u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項の規定により支給される居宅</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則</u></p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、<u>高齢者</u>に対し、その居住する住宅の改修に要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便を図り、もって<u>高齢者</u>の自立の促進及び介助に適した住環境づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において「<u>高齢者</u>」とは、<u>65歳以上の者をいう。</u></p> <p>(対象者)</p> <p><b>第3条</b> 住宅の改修に要する費用（以下「改修費」という。）の助成を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている<u>高齢者</u>であって、<u>次の各号に該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>日常生活を営む上で介助を要する者</u></p> <p>(2) <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）又は同条第2項に規定する要支援認定（以下「要支援認定」という。）の申請をし、その結果についての通知を受けた者</u></p> <p>(3) <u>心身の状況、住宅の状況等を勘案して、居住する住宅の改修が必要と認められる者</u></p> <p>(補助対象経費)</p> <p><b>第5条</b> 補助対象経費は、改修費に相当する額から、<u>法第45条第1項の規定により支給される居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項の規定により支給さ</u></p>

改正後	改正前
<p>介護住宅改修費又は法第57条第1項の規定により支給される介護予防住宅改修費（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）を減じて得た額のうち、<u>30万円</u>までの部分とする。</p> <p>（助成の申請）</p> <p><b>第7条</b> 改修費の助成を受けようとする者は、<u>浦安市要介護者等住宅改修費用助成申請書</u>（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省 略</p> <p>（助成の可否の決定等）</p> <p><b>第8条</b> 省 略</p> <p>2 市長は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、その内容を<u>浦安市要介護者等住宅改修費用助成可否決定通知書</u>（別記第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>3 省 略</p> <p>（申請事項の変更等）</p> <p><b>第9条</b> 前条第1項の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、申請事項に変更が生じたときは、<u>浦安市要介護者等住宅改修工事変更届</u>（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。この場合において、それが工事内容の変更であるときは、工事図面及び工事見積書を添付するものとする。</p> <p>2 省 略</p> <p>（工事完了届）</p> <p><b>第10条</b> 助成決定者は、工事完了後速やかに、<u>浦安市要介護者等住宅改修工事完了届</u>（別記第6号様式）により市長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の届出は、助成の可否の決定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日（天災その他の事由により市長がやむを得ないと認めるときは、市長が別に定める日）までに行わなければならない。</u></p>	<p>れる介護予防住宅改修費（以下「居宅介護住宅改修費等」という。）を減じて得た額のうち、<u>50万円</u>までの部分とする。</p> <p>（助成の申請）</p> <p><b>第7条</b> 改修費の助成を受けようとする者は、<u>浦安市高齢者住宅改修費用助成申請書</u>（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 同 左</p> <p>（助成の可否の決定等）</p> <p><b>第8条</b> 同 左</p> <p>2 市長は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、その内容を<u>浦安市高齢者住宅改修費用助成可否決定通知書</u>（別記第4号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。</p> <p>3 同 左</p> <p>（申請事項の変更等）</p> <p><b>第9条</b> 前条第1項の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、申請事項に変更が生じたときは、<u>浦安市高齢者住宅改修工事変更届</u>（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。この場合において、それが工事内容の変更であるときは、工事図面及び工事見積書を添付するものとする。</p> <p>2 同 左</p> <p>（工事完了届）</p> <p><b>第10条</b> 助成決定者は、工事完了後速やかに、<u>浦安市高齢者住宅改修工事完了届</u>（別記第6号様式）により市長に届け出なければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(実地調査等)</p> <p><b>第11条</b> 市長は、<u>前条第1項</u>の規定による工事完了届の提出を受けたときは、実地調査を行い、施工の適否について認定するものとする。この場合において、当該工事が助成の決定の内容に適合しないと認められるときは、再工事を命ずることができる。</p> <p>(請求)</p> <p><b>第13条</b> 助成決定者は、第11条の規定により当該工事が工事計画書の内容に適合すると認められたときは、<u>浦安市要介護者等住宅改修費用助成金交付請求書</u>（別記第7号様式）に、改修費を支払ったことを証する書類を添えて、市長に請求するものとする。この場合において、居宅介護住宅改修費等の額を確認することができる書類を合わせて添付するものとする。</p> <p>(助成の決定の取消し)</p> <p><b>第14条</b> 市長は、偽りその他不正の手段により改修費の助成を受けた者があるとき、<u>助成の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくはこの規則に違反したとき又は第10条第2項に規定する期日（市長が別に指定した期日を含む。）までに同条第1項の規定による届出がされなかったときは</u>、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>別記</p> <p><b>第1号様式</b>（第7条）  <u>浦安市要介護者等住宅改修費用助成申請書</u>  省 略  <u>要介護者等住宅改修費用の助成を受けたいので、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第7条の規定により、次のとおり申請します。</u>  省 略</p> <p><b>第3号様式</b>（第7条第5号）  <u>家屋所有者の改修工事承諾書</u>  省 略</p>	<p>(実地調査等)</p> <p><b>第11条</b> 市長は、<u>前条</u>の規定による工事完了届の提出を受けたときは、実地調査を行い、施工の適否について認定するものとする。この場合において、当該工事が助成の決定の内容に適合しないと認められるときは、再工事を命ずることができる。</p> <p>(請求)</p> <p><b>第13条</b> 助成決定者は、第11条の規定により当該工事が工事計画書の内容に適合すると認められたときは、<u>浦安市高齢者住宅改修費用助成金交付請求書</u>（別記第7号様式）に、改修費を支払ったことを証する書類を添えて、市長に請求するものとする。この場合において、居宅介護住宅改修費等の額を確認することができる書類を合わせて添付するものとする。</p> <p>(助成の決定の取消し)</p> <p><b>第14条</b> 市長は、偽りその他不正の手段により改修費の助成を受けた者があるとき<u>又は助成</u>の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくはこの規則に違反したときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>別記</p> <p><b>第1号様式</b>（第7条）  <u>浦安市高齢者住宅改修費用助成申請書</u>  同 左  <u>高齢者住宅改修費用の助成を受けたいので、浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則第7条の規定により、次のとおり申請します。</u>  同 左</p> <p><b>第3号様式</b>（第7条第5号）  <u>家屋所有者の改修工事承諾書</u>  同 左</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">住所 家屋所有者 氏名(自署) 電話番号 省 略</p>	<p style="text-align: center;">住所 家屋所有者 氏名 電話番号 ( ) 同 左</p>
<p>第4号様式 (第8条第2項)</p>	<p>第4号様式 (第8条第2項)</p>
<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p>	<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p>
<p style="text-align: center;">浦安市長 <span style="float: right;">印</span></p>	<p style="text-align: center;">浦安市長</p>
<p style="text-align: center;">浦安市要介護者等住宅改修費用助成可否決定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のありました要介護者等住宅改修費用の助成について、次のとおり決定しましたので、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第8条第2項の規定により通知します。</p>	<p style="text-align: center;">浦安市高齢者住宅改修費用助成可否決定通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のありました高齢者住宅改修費用の助成について、次のとおり決定しましたので、浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則第8条第2項の規定により通知します。</p>
<p style="text-align: center;">省 略</p>	<p style="text-align: center;">同 左</p>
<p>教示</p>	<p>教示</p>
<p>1 <u>この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</u></p> <p>2 <u>この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</u>。た</p>	<p><u>この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>だし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p><b>第5号様式</b>（第9条第1項）  <u>浦安市要介護者等住宅改修工事変更届</u>            省 略</p> <p>次のとおり申請事項を変更したいので、<u>浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第9条第1項の規定により届け出ます。</u>            省 略</p> <p><b>第6号様式</b>（第10条第1項）  <u>浦安市要介護者等住宅改修工事完了届</u>            省 略</p> <p>次のとおり要介護者等住宅改修工事が完了したので、<u>浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第10条第1項の規定により届け出ます。</u>            省 略</p> <p><b>第7号様式</b>（第13条）  <u>浦安市要介護者等住宅改修費用助成金交付請求書</u>            省 略</p> <p><u>浦安市要介護者等住宅改修費用助成金を、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第13条の規定により次のとおり請求します。</u>            省 略</p> <p><b>附 則</b>  <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>第10条に1項を加える改正規定、第11条及び第14条の改正規定並びに附則第3項の規定 令和4年7月1日</u></p>	<p><b>第5号様式</b>（第9条第1項）  <u>浦安市高齢者住宅改修工事変更届</u>            同 左</p> <p>次のとおり申請事項を変更したいので、<u>浦安市高齢者住宅改修工事費用の助成に関する規則第9条第1項の規定により届け出ます。</u>            同 左</p> <p><b>第6号様式</b>（第10条）  <u>浦安市高齢者住宅改修工事完了届</u>            同 左</p> <p>次のとおり高齢者住宅改修工事が完了したので、<u>浦安市高齢者住宅改修工事費用の助成に関する規則第10条の規定により届け出ます。</u>            同 左</p> <p><b>第7号様式</b>（第13条）  <u>浦安市高齢者住宅改修費用助成金交付請求書</u>            同 左</p> <p><u>浦安市高齢者住宅改修費用助成金を、浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則第13条の規定により次のとおり請求します。</u>            同 左</p>

改正後	改正前
<p><u>(2) 別記第3号様式の改正規定及び別記第4号様式の改正規定（「浦安市高齢者住宅改修費用助成可否決定通知書」を「浦安市要介護者等住宅改修費用助成可否決定通知書」に改める部分、「ありました高齢者住宅改修費用」を「ありました要介護者等住宅改修費用」に改める部分及び「浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則」を「浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則」に改める部分を除く。） 公布の日（経過措置）</u></p> <p><u>2 改正後の浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則の規定は、施行日以後の申請に係る要介護者等住宅改修費用の助成について適用し、施行日前の申請に係る要介護者等住宅改修費用の助成については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則の規定は、令和4年7月1日以後の申請に係る高齢者住宅改修費用の助成について適用し、同日前の申請に係る高齢者住宅改修費用の助成については、なお従前の例による。</u></p>	